

# 建設委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和5年6月26日（月曜日）

開 会	午前10時14分
休 憩	午前10時34分
再 開	午前10時50分
休 憩	午前11時01分
再 開	午前11時19分
休 憩	午前11時47分
再 開	午前11時57分
閉 会	午後 0時04分

2 場 所 第 4 委 員 会 室

3 出席委員 8人

委員長	横 野 昭
副委員長	村 石 篤
委 員	澤 田 和 秀
//	田 辺 裕 三
//	泉 英 之
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	橋 本 雅 雄

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【消防局】

局長	河部 勝巳
局次長	石井 誠
総務課長	浦山 信之
予防課長	岸 隆志
警防課長	松井 孝博
通信指令課長	井原 毅
総務課主幹（総務企画・調整担当）	草野 桂一

### 【上下水道局】

局長	酒井 正道
局次長	森 俊彦
局次長（技術担当）	山崎 明彦
参事（農林水産部次長）	前田 剛
参事（建設部次長）	高尾 輝彦
参事（西上下水道サービス担当）	五十嵐 健治
参事（経営企画課長）	井村 孝志
参事（給排水サービス課長）	金山 英樹
参事（下水道課長）	五十嵐 進
契約出納課長	谷島 洋
料金課長	佐伯 徳生
水道課長	帳山 誠志
上下水道施設管理センター所長	駒見 潤
東上下水道サービスセンター所長	田辺 茂樹
西上下水道サービスセンター所長	村田 友康
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
水橋浄化センター所長	竹島 寛文
下水道課主幹（農林整備課長）	金田 英靖
下水道課主幹（河川整備課長）	経澤 陽一
経営企画課主幹（調整担当）	山本 哲弘

## 【建設部】

部長	狩野 雅人
部次長（上下水道局参事）	山森 豊
部次長（技術担当・上下水道局参事）	高尾 輝彦
土木事務所長	牧 雅浩
参事（土木事務所担当）	山崎 晃
参事（道路河川管理課長）	山崎 哲志
建設政策課長	野上 一成
道路整備課長	高木 勝人
河川整備課長	経澤 陽一
道路構造保全対策課長	杉木 光晴
公園緑地課長	澤野 重雄
市営住宅課長	山崎 悟
営繕課長	生田 朋道
土木事務所管理課長	山本 貴章
土木事務所建設課長	水野 央
建設政策課主幹（調整担当）	北口 諭

## 【活力都市創造部】

部長	深山 隆
部次長	野嶽 誠司
部次長（技術担当）	村井 真哉
参事（交通政策担当）	高田 秀昭
参事（再開発担当）	高森 隆
参事（建築指導課長）	佐藤 英子
都市計画課長	佐野 正典
景観政策課長	冲村 一
交通政策課長	高田 興真
富山駅周辺地区整備課長	塚本 義明
まちづくり推進課長	野村 知範
居住対策課長	光岡 伸一
都市計画課主幹（調整担当）	相川 智昭

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長代理

酒井 優

議事調査課主査

牧石 真理

議事調査課主任

澤井 将

## 7 会議の概要

委員長 これより、令和5年6月定例会の建設委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 これより、消防局所管分の議案の審査を行います。  
議案第96号 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

予防課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第96号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第96号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。

以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、消防局所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

泉委員

分科会での挨拶の中で消防局長から消防艇の話が出たのでお尋ねします。富山市、射水市、高岡市の3市で話し合って、保有する消防艇を3市で1艇だけにした場合、節約効果があって非常にいい話だと思うのですが、仮に富山湾で大規模火災が発生したときに、1艇だけで間に合うのでしょうか。富山湾にはその他の消防艇が存在するのか、教えてください。

警防課長

まず、現状では、富山市と高岡市だけが消防艇を保有しています。消防局長からも説明があったと思いますが、富山市の消防艇は、今年で就航から35年目になります。これまで火災対応がなかったからこの先もないとは限りませんが、陸上火災であれば、当然、消防車両も多く保有しておりますので対応できますし、船舶の火災であれば、難しいのですが、海上保安庁の船もありますので、火災対応は行えるものと考えております。

田辺委員

令和5年6月20日の本会議で、我が会派の舎川議員が、投票率が低くなっている原因の1つに地域と政治の分断が挙げられるという趣旨の質問をされました。

その要因の1つとして、消防団員が選挙運動を遠ざける現状を懸念し調査をしたところ、消防局の発信の仕方にその理由がありそうだとということで、今回の本会議で、消防団員の選挙運動について、どのように伝えているのかという趣旨の質問をされました。それに対して消防局長は、消防団員の選挙運動については、選挙前に書面にて伝えたという趣旨の答弁をされたと記憶しております。

そこで、先日その書面を確認したところ、公職選挙法の文書が記載されていることを確認いたしました。消防局員も行政職員として、法律の周知に徹してい

ることは客観的に理解できますし、それを間違いだと指摘するものではありません。ただ一方で、実際の現場でその解釈を誤認して、選挙運動には一切関わってはいけないと団員に周知されている分団も少なからずあることを、実際の調査で既に把握しているところでもあります。

この書面から、行政の発信によって消防団員が本来あるべき自由を束縛されていると解することもできるので、いま一度丁寧に伝えることを、選挙管理委員会ではなく、所管の消防局に求めていきたいと思っております。

福祉保健部では、先日の本会議での質問を受けて、民生委員が集まる会合において、選挙運動においてできること、できないことを改めて具体的に伝えるとのことですが、このことについて消防局はどのように考えているのか、お答えください。

消防局長

委員がおっしゃるとおり、先日の一般質問で消防団長から各方面団長宛てに通知を出しているという答弁をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、服務規律の確保という目的で通知をしているところでございまして、団長の了解の下に発出しているものでございます。

ただ、注意喚起をするような内容の通知文でございますので、「何々してはいけない」という表現はしやすいのですけれども、「何々してもよい」という表現はなかなか書きづらいところでございます。

しかしながら、今ほど、その通知文で勘違いをされて、選挙運動を一切してはいけないという思いを持っている方もいらっしゃるという御意見もいただきましたので、今後は、通知の内容や表現方法、その通知を発出するのかもしれないのかを含めて、団幹部と協議して進めてまいりたいと考えております。

田辺委員

消防団員に関しては、本当に一切関わってはいけないと誤認されている方もいらっしゃると思うのです。投票にすら行ってはいけないと考えている人もいらっしゃるようですから、やはりはっきりと周知して

いただきたいと思います。

村石委員 消防分団員の出勤手当の支給方法について伺います。令和4年度から、分団を通じた支給から個人への直接支給に切り替えられたと聞いております。個人への直接支給に切り替えたことによるメリットとデメリットについて伺います。

総務課長 個人への直接支給への切替えについて、令和4年3月に見直しを行ったのですけれども、その当時、メリットといたしましては、個人への直接支給にすることで支給の透明性が確保できること、あわせて、一人一人に支給されるので団員個人のモチベーションが上がり、入団促進にもつながるということが挙げられていたかと思えます。デメリットといたしましては、多くの団員一人一人に支給しますので、事務量が非常に増えることと、その一人一人の口座の管理も当然ついて回りますので、例えば振込先の口座が変わったときに、実際に支払いができないケースが多く発生することが言われていたかと思えます。さらに、分団運営に係る経費が減少するのではないかということも挙がっていたかと思えます。

村石委員 今、総務課長が言われたように、デメリットとしては、分団の運営費が減少するということが言われています。ある分団長は令和5年1月に、個人への直接支給になって分団の運営が成り立たなくなっているのだと私に話しました。分団の運営費については、分団家屋の光熱水費や消防操法大会に係る手当等を含めて、必要な額が支払われているかどうかお聞かせください。

総務課長 分団家屋一分団器具置場のことだと思いますけれども一器具置場の光熱水費についてはしっかりとお支払いさせていただいております。また、その見直しの際に、分団が消防団で企画した



イベントの開催経費や広報紙の作成費など、分団の運営に係る必要な経費を新たに予算化して、昨年度も実際にお支払いしております。

操法大会につきましても、当然のことながら大会開催経費はもとより、消防団員の方々への報酬も大会当日はもちろん、期間は定められておりますけれども、大会までの訓練期間を含めてお支払いさせていただきます。

村石委員 消防操法大会の出場に当たっての練習をするときも一定程度の報酬が支払われるというお話だったのですけれども、それは1日当たり幾らでしょうか。

総務課長 2,000円です。

村石委員 出動手当については、火災や水害等の連絡があって緊急に出動することがあると思うのですけれども、私たちが消防署から受け取ったショートメールには、実際に行ってみただけでも誤報だったというものもあります。誤報の場合、出動手当の支給はどうなるのか教えてください。

総務課長 誤報の場合でも支給しております。

村石委員 次に、年額報酬等についてお尋ねいたします。総務省消防庁の「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書の資料の中に、階級別交付税単価及び条例平均額についての令和2年4月1日現在の表があります。条例平均額では、団員が一番少なくて3万925円で、団長が一番高くて14万4,785円と、階級ごとに報酬が決まっています。富山市消防団条例の報酬を見ますと、交付税単価を使っています。それによると団員は3万6,500円、一方で方面団長は8万2,500円と、団長の額は平均額よりも6万2,285円低く、団員との差が小さいということです。

このようなことから、平均額よりも低い報酬は条例の見直しが必要だと考えますが、見解を伺います。

総務課長

見直しが必要ではないかということでございますけれども、その平均額は令和2年のものがございますので、今の平均額はどうかということもあると思うのです。本市で見直しを実施したときに交付税の単価を下げた理由としては、見直しのきっかけとなった通知の中に、報酬額については地方交付税の単価を標準的な額として定めることが適当であると示されていたものですから、交付税の単価を報酬額としたところでございます。

なお、交付税の単価を採用しているのは、県内では高岡市、砺波市、近県では金沢市、福井市、岐阜市、長野市もそうだったと思います。

今、見直しが必要ではないかというお話もあったのですが、昨年見直したばかりですので、今すぐ見直すということは考えておりませんけれども、当然これからの社会情勢の変化や国の動向、あるいは他市町村の状況も含めまして、しっかりと注視していきたいと考えております。

村石委員

今、総務課長がおっしゃったように、それらの都市では同じ単価を採用しているということですが、分団に積極的に入団していただきたいということが趣旨なので、今後もまた調査・研究していただきたいと思います。

最後にしますけれども、先ほどの資料の中には、年額報酬額・年額報酬引上げと消防団員数の関係について、年額報酬を引き上げた団体はその後の消防団員の減少率が低く抑えられている傾向にあるということも書いてあります。

このように、年額報酬を高くすれば辞める人が減るというデータもありますので、やはりそういったことも注視しながら考えていく必要があると思いますが、見解を伺います。

総務課長

見直しを実施したときに、幾つかの階級は報酬額が

上がっております。  
今、消防団員の減少率というお話もございましたけれども、今ほども申し上げましたとおり見直したばかりですので、減少率について明確なお答えはできません。村石委員がおっしゃったとおり、今回の見直しは団員確保対策の一環として実施しておりますので、今後も引き続き様々な団員確保対策を進めていきたいと考えております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前10時34分 休憩

~~~~~

午前10時50分 再開

委員長 建設委員会上下水道局所管分に入ります。  
上下水道局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

泉委員 令和元年8月から浜黒崎浄化センターでメタンガスを回収して、発電して売るという事業があったと思うのです。現在の状況として、発電できて売れているのか、事業が軌道に乗っているのかどうか、もしも数値があれば一なければ結構ですが一お聞かせください。

下水道課長 消化ガス発電事業につきましては、税込みで約1億円の安定した収入があり、今も続いております。

村石委員 それでは、私から何点か質問いたします。  
最初に、上下水道局の職員数について伺います。  
必要な人員は確保されているのかどうか、教えてく

ださい。

上下水道局長 上下水道局の必要な人員につきましては、毎年、企画管理部に要望しております。  
ですので、私どもとしては現段階において職員数は一応足りていると認識しております。

村石委員 一応足りているということですが、また令和5年度末で退職する方もいらっしゃると思うのです。令和6年度の採用計画と、技術職員の採用において、高校卒業者の採用はあるのか、お聞かせください。

上下水道局長 今ほどもお答えしましたが、必要な人数は、技術職も含めまして企画管理部に要望しているところです。なお、職員課では本年度職員採用試験におきまして、高卒、要は初級の技術職を募集するということを公表しておりますので、この採用に合わせて人数が増えるのではないかと期待しております。

村石委員 特に土木職員については、必要な人員の確保が本当になかなかできていないというのが実態なので、ぜひ高卒での採用も増やすことができればよいと思います。  
次に、下水道課には育児休業を取得している職員がいると聞いていますけれども、その代替職員として任期付職員を募集しているのか伺います。  
市当局では育児休業の代替として任期付職員の公募をしています。上下水道局ではどのように考えておられるのでしょうか。

経営企画課長 現在、下水道課には育児休業を取得している職員が1名おります。  
上下水道局では、既に会計年度任用職員を代替職員として雇用していることから、任期付職員については要望していないところであります。

村石委員 途中一定年前に退職している方がいらっしゃると思っています。過去5年間で定年前に退職した職種と

人数について伺います。

それと、分からないかもしれませんが、退職の理由について想像できることがあれば教えてください。

経営企画課長 過去5年間で定年前に退職した職員の職種と人数についてですが、平成30年度は技術職1名、令和元年度はゼロ、令和2年度は事務職1名、技術職1名の計2名、令和3年度は技術職2名、令和4年度は事務職2名、技術職2名の計4名が定年前に退職しております。

なお、お尋ねのあった退職の理由ですが、退職を申し出た職員に対しましては、基本的には具体的な理由を確認していないのですけれども、一般的には転職や健康上の理由などによるものと考えております。

村石委員 せっかく市の職員になって働いているので、ぜひ健康で意欲を持って働けるような労働条件になればいいと思います。

次に、36協定について伺います。

労働基準法では、時間外勤務を命令するためには36協定が必要で、36協定で定める時間外労働時間には罰則付の上限が設けられています。上下水道局における36協定の内容についてお聞かせください。

経営企画課長 現在の協定につきましては、労働者に時間外労働をさせることができる時間の上限について、通常は月に30時間、業務が一時的に集中する時期に年6回を限度としてあらかじめ認められる特別条項の場合は月に50時間、年間としましては270時間となっております。

村石委員 分かりました。

時間外勤務時間について、過去5年間の実績を教えてください。

経営企画課長 過去5年間の1人当たりの月平均超過勤務時間ですけれども、平成30年度は9.7時間、令和元年度

は10時間、令和2年度は10.3時間、令和3年度は9.7時間、令和4年度は13.4時間であります。

村石委員 令和4年度は13.4時間と、令和3年度から相当増えています。  
これは、やはり業務量に見合った人員が配置されていないということも要因の1つではないかと考えるのですが、見解を伺います。

経営企画課長 先ほど冒頭で局長から申しましたとおり、上下水道局としましては必要な人員は確保されているものと考えているところです。ライフラインを維持管理するという上下水道局の業務上、突発的な事故や夜間の工事等の対応において、時間外勤務が多くなっているものと考えております。

村石委員 最後に、上下水道局のある職員からは、サービス残業がなくなると聞いています。  
東京都水道局は、令和4年2月8日付で、令和2年10月に新宿労働基準監督署から本庁職場に勤務する職員の時間外労働に関する是正勧告を受け、これまで再発防止の取組及び実態調査を実施し、判明した未払いの時間外労働に対する手当の精算を進めてまいりましたとプレス発表しております。  
富山市の上下水道局においても職員の時間外労働に関する実態調査を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

経営企画課長 言うまでもなく、超過勤務につきましては所属長の命令に基づいて行われるものと認識しております。  
勤務を命じられた職員につきましては、過不足なく超過勤務を申請するよう、日頃から周知をしているところでもあります。  
これまでも月に一度、上下水道局の中で全体所属長会議を開いて周知をしていたところですが、今年度から局独自の様式で時間外労働事前申請を実施しておりまして、労務管理について、より徹底を

図ったところであります。  
そのため、委員から御提案のありました実態調査につきましては考えていないところですが、今後ともサービス残業を発生させることのないよう、しっかりと労務管理を徹底してまいりたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前 11 時 01 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 19 分 再開

委員長 建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。  
議案第 98 号 工事委託契約締結の件（高山本線婦中鶉坂・西富山間市道金屋線跨線橋新設工事）、  
議案第 99 号 工事委託契約締結の件（北陸自動車道を跨ぐ鷹の橋の撤去工事等に関する業務）、  
議案第 103 号 工事請負契約締結の件（富山市プールバール広場（ゾーン C）再整備工事）、  
以上 3 件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

道路整備課長 〔議案第 98 号について、  
議案説明資料により説明〕

公園緑地課長 〔議案第 99 号について、  
議案説明資料により説明〕

道路整備課長 〔議案第 103 号について、  
議案説明資料により説明〕

- 委員長                   これより、質疑に入ります。  
                              質疑はありませんか。
- 泉委員                   議案説明資料３ページ、工事委託契約締結について  
                              のうち高山本線婦中鵜坂・西富山間市道金屋線跨線  
                              橋新設工事委託ですが、もともとアンダーパスを計  
                              画されていたものが高架になったということなので、  
                              地元の合意形成はどのようなものだったのか、お聞  
                              かせください。
- 道路整備課長           市道金屋線につきましては、昭和２０年の戦災復興  
                              事業によって都市計画決定されたものでございます。  
                              昭和４１年に婦中町安田まで区間が延伸されまして、  
                              そのときに初めて跨線橋というものが表示されてお  
                              ります。  
                              本市といたしましては、アンダーパスのような計画  
                              は何もありません。当初、昭和４１年の都市計画決  
                              定の変更で跨線橋と記載されてから、跨線橋を整備  
                              する形で進めさせていただいております。
- 委員長                   ほかに質疑はありませんか。
- 〔発言する者なし〕
- 委員長                   ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
                              いたします。  
                              これより、議案第９８号、議案第９９号、議案第  
                              １０３号、以上３件を一括して討論に入ります。  
                              討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長                   討論なしと認めます。  
                              これより、議案第９８号、議案第９９号、議案第  
                              １０３号、以上３件を一括して採決いたします。  
                              各案件は、原案のとおり決することに御異議ありま  
                              せんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第10号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第18号、専決第20号、  
報告第42号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市ファミリーパーク公社）、  
報告第43号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社）、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

道路河川管理課長 〔報告第10号中  
専決第18号について、  
議案書により説明〕

公園緑地課長 〔報告第10号中  
専決第20号について、  
報告第42号について、  
議案書により説明〕

土木事務所管理課長 〔報告第43号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以

外に何か質問はありませんか。

谷口委員 議案説明資料5ページの工事請負契約締結について、プールバール広場（ゾーンC）の再整備工事について説明がありました。ゾーンBは今年度完成して供用開始になったわけではありますが、供用開始と同時に何者かによる破損があったという報道がありました。その後、どのように対応しているのかお聞かせください。

道路整備課長 プールバール広場のゾーンBの再整備工事につきましては、橋上ベンチを整備しているもので、G7富山・金沢教育大臣会合の開催期間中に景観上や警備上の関係で一時的に開放したものです。そのときにスケートボードの使用による被害がありました。時系列で申し上げますと、令和5年5月11日に仮の囲いを一時撤去いたしました。5月12日の深夜に何者かによるスケートボードでの走行と思われる傷がついたもので、翌日の5月13日（土曜日）に現場代理人が状況を確認しております。翌週5月15日（月曜日）に私どもも確認いたしまして、その次の日、5月16日に富山県富山中央警察署に被害について相談をしました。そのときに現地立会いにて被害事故の写真等を確認しております。その後、5月18日に富山県富山中央署に被害届を提出いたしました。現在は警察の捜査中ですが、市に対して、監視カメラの映像の提供依頼がありましたので、映像を提供したところであります。工事は完成いたしまして、スケートボード禁止のサインスタンドを整備しております。環境にも配慮した大きめのサインスタンドを10基用意しまして、スケートボード禁止を明示させていただいております。

谷口委員 どれだけ規制しても、スケートボードをする人はすると思うのです。市が個人を告発するなどというこ

とはあまりよくないと思いますが、毅然とした対応をしっかりと取っていかないと—このようなことがだんだん増えてしまって割れ窓理論のようなことにならないように、今一生懸命取り組んでおられますが、今後もしっかりと取り組んでいてもらいたいと思います。

泉委員

私は今年初めて建設委員になったのですが、我々議員は慣例により1年で委員を交代しています。議案説明資料4ページの件についても約18億円という大きな金額の財源内訳はどのようなだろうという心配はしながらも、中日本高速道路株式会社から7割分の補助をいただけるという話でしたが、ほかの委員会では財源内訳として国庫補助金が幾ら、県の支出金が幾らで、一般財源の繰越しが幾らなどと必ず記載してあったのです。

建設委員会では工事の流れもそうですが、単年度ではなく昨年度議決された案件であっても、財源内訳を記載してほしいという要望なのですが、いかがでしょうか。

建設部長

委員のおっしゃるとおりでして、金額だけお示しするよりも、詳細については今後気をつけて記載対応させていただきたいと思っております。

村石委員

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業公募設置等指針に関連して2点お尋ねします。

P a r k - P F Iで事業を行うということですが、P a r k - P F Iは行政側の意向だけでは進まず、公民連携は十分なコミュニケーションが図れるのかどうかで成果が決まってくると言われています。

P a r k - P F Iに関わる民間事業者からの意見や調査・研究などには、まだまだ相互連携が十分な状況ではないと記載されているものもあります。

質問ですけれども、公園緑地課では、民間事業者との相互連携が十分な状態になるような人員配置がされているのか、お聞かせください。

公園緑地課長 私どもといたしましては、これまでも限られた人員で効率的・効果的に事務を行うように努めているところではございますが、Park-PFIにつきましても、本市で初めての導入ということもあり、私どもも苦労しているところでございます。本市の官民連携事業を多く手がけてきております行政経営課に協力いただいたり、昨年9月議会で官民連携事業者選定支援委託の補正について議決いただきまして、Park-PFIを手がけてきた実績のあるコンサルタント会社に委託したり、あるいは先行する他都市に教えていただくなど、多くの方々の御協力を得ながら事業を進めてきております。

村石委員 今ほどの答弁の中で、他都市の事業も参考にしながら、いろいろと教えてもらっているということですが、けれども、参考としている自治体と事業名について、幾つか教えてください。

公園緑地課長 県内ですと、例えば射水市の本開発地区土地区画整理事業内の公募対象公園施設設置事業という事業がございまして、土地区画整理事業内に設置される予定の公園についてPark-PFIを活用して進めているという事例がございまして、これは、昨年2月に公募いたしまして、昨年6月に事業者が選定されております。近々でいうと、その事例を参考にさせていただいております。あと、石川県加賀市が萬松園という公園―山代温泉に隣接する里山にある公園ですが―を整備しようというもので、こちらは昨年4月に公募いたしまして、昨年9月に設置事業者が選定されております。このような近隣の事例のほか、千葉市、郡山市など全国のいろいろな都市でも行われていますので、それらを参考にさせていただきながら、事業を進めているところでございます。

成田委員 さきの本会議の一般質問で我が会派の舎川議員から質問があったかと思いますが、道路、橋梁などのインフラ管理についてです。

時間切れで、最後の1項目について質問できなかったということで、今回、委員会の場で質問させていただきます。

令和2年度から令和3年度に国土交通省からの支援を受けて行われたインフラ維持管理に関わる官民連携事業の導入検討支援を実施されたということで、この結果を本会議で答弁されたかと思えます。

それに基づいて16以上の県や市で導入計画を進めているということで、今後、富山市建設業協会とも協議をしていく上で、まずは社会インフラの包括管理に向けて調査をすることが重要と考えますが、見解を伺います。

建設政策課長

本会議での答弁の繰り返しになるかもしれませんが、富山市建設業協会にヒアリングした結果、道路や公園など複数の施設を維持管理するには包括化することが理想的ではあるのだけれども、まずは道路なら道路、公園なら公園と1つの施設から進めるほうがいいのではないかという御意見もいただいたところであります。

その業務内容や管理水準など、整理、検討すべき課題がたくさんあると認識したところではあります。その調査を開始することが重要ではないかということでございました。

道路や橋梁、公園などの社会インフラは、安全で安心な市民生活や社会経済活動を支える都市の基盤でありまして、本市においても人口増加に伴う市街地の拡大に合わせて、これまで積極的に整備を行ってまいりました。

一方で、今後、行財政運営が一層厳しさを増す中、限られた予算と人員で老朽化していく膨大な社会インフラを適切に管理していくことは大変重要になっております。

こうした現状の中、本市において包括管理委託を導入することは、事業者の創意工夫やノウハウの活用により維持管理を効率的・効果的に実施できるため、発注業務の効率化が図られ、職員の負担軽減にもつながると考えております。

また、事業者においても、包括化により一定規模の業務を一定期間にわたり安定して確保できることから、経営の安定化をはじめ、新規投資や技術力向上への意欲をもたらすことが期待できると考えております。

このように包括管理委託は、社会インフラを適切に管理し、将来の世代に過度な負担を残すことなく引き継ぐための有効な手法の1つであると考えており、本市といたしましては、包括管理委託の導入の可能性について、引き続き調査や検討を進めてまいりたいと考えております。

建設部長            ちょっと補足します。本来、私がお答えすべき内容だったのですが、申し訳ございません。  
建設政策課長が申しあげましたように、包括管理委託に関しましては、事業者のノウハウや技術力が活用できるということも十分理解できますし、私どもとしても、事務や維持管理の効率化が図られます。何よりも職員の負担軽減につながるのではないかと期待しているところであります。  
ただ一方では、富山市建設業協会からも御意見がありましたように、多くのものを一度に包括管理すると、受注されるときに事業量や、ノウハウの蓄積がまだまだ足りないという課題もあります。  
いずれにいたしましても、包括管理につきましては、私どもが進めていく事業にとっては非常に有効な手法の1つだと考えておりますので、今後調査も必要ですし、検討も進めてまいりたいと考えております。

成田委員            地域企業の育成という部分でも非常に重要なことだと思いますので、ぜひスピード感を持って進めていただきたいと思います。

委員長              ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長              ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、建設委員会建設部所管分を終了いたします。

午前11時47分 休憩

~~~~~

午前11時57分 再開

委員長 建設委員会活力都市創造部所管分に入ります。  
活力都市創造部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

村石委員 自動運転実証実験事業について、1億5,000万円余りが予算化されていますけれども、このことに関して何点かお尋ねします。  
藤井市長のはーとふるエッセイの中で、2023年2月5日にスペインのサン・セバスティアン市で、レベル5の自動運転システム（完全自動運転）を視察されたとありました。  
本市では、公共交通の利便性が悪い婦中町朝日地区とJR高山本線の速星駅を接続するとしています。自動運転車両としては、茨城県境町や群馬県前橋市の実例がありますが、本市の自動運転バスの車両はどのようなものを考えているのか、お聞かせください。

交通政策課長 この事業は、国土交通省による補助率が10分の10の補助事業を活用することにしております。その公募が令和5年2月26日から始まりまして、締切りが令和5年7月25日となっております。  
令和5年8月中旬より順次、採択・交付決定がされまして、その後、入札をすることになりますので、車種などはまだ全然決まっていません。考えられるのは外車か国産車ということになりますが、境町は外車ですけれども、外車ですと輸送費のコストがかかりますし、メンテナンスなども考えると、国産車で実証できればいいかと考えております。

村石委員 国産車を考えているということですが、実証

実験の場合は、バスにオペレーターが常時同乗するのということと、仮に同乗することになれば、自動運転バスの運行はどのような事業所が担うことになるのか、教えてください。

交通政策課長 今回はレベル2という形で実証実験を行いますので、常時同乗という形になります。  
また、事業所につきましては、民間のバス会社かタクシー会社を想定しております。

村石委員 バスを運行している事業者か、タクシーを運行している事業者かということですが、今、全国的にタクシーもバスも運転手不足だと言われています。バス会社、タクシー会社においても、将来的に自動運転車両の導入が広まればいいという考え方もあるのですけれども、どのような見解をお持ちでしょうか。

交通政策課長 本市としても将来的にはそのような形が望ましいと考えておりまして、実証期間中に同乗していただく体験会や設置を予定している指令室の見学会等に民間の方にも入っていただいて、まずは普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

村石委員 今の内容では、約4キロメートル圏域の円を描くということだと思うのですけれども、バス停の数と場所の案があれば教えてください。

交通政策課長 この事業は自動運転の実証ということですが、公共交通としても利用いただきたいと考えておりまして、自治公民館や行政サービスセンター、駅、病院、商業施設など、6か所にバス停を設置したいと計画しております。

村石委員 実証実験をして、本当にいいデータが出ればいいと思うのですけれども、やはりこの自動運転実証実験事業は成果と課題をしっかりと洗い出すことが必要だと思います。令和6年度以降も継続してこのよう



な実証実験が必要と考えますが、部長の見解を伺います。

活力都市創造部長 自動運転技術でございますが、地域内の移動手段に活用することによって、今ほどお話のありましたドライバー不足の解消や、人的ミスによる交通事故の削減といった様々な効果が期待できるものであります。

こうした先端技術をまちづくりや公共交通に生かすことが重要だと考えておりました、本市の婦中町朝日地区において実証実験を行うこととしたものであります。

今年度につきましては、委員の御指摘のとおりしっかりと成果を出していきたいと考えておりますし、活力都市創造部として、現段階では、来年度も引き続き実証実験を継続して行いたいと考えております。本市におきまして、今後、人口減少、少子・超高齢化が進行する中、郊外や中山間地域にお住まいの方々の生活の足の確保はますます重要な課題になってくるものと考えております。

近い将来におきまして、自動運転レベル4の技術が確立され、身近な交通手段において自動運転技術が活用されることで、高齢者をはじめとした様々な方々が、市域のどこに住んでおられても不便さを感じることなく、安心・安全で豊かさを実感できる都市の実現につながるものと考えております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を終了いたします。

これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

各委員に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願

たいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和5年6月定例会の建設委員会を  
閉会いたします。

令和5年6月定例会  
建設委員会記録署名

委員長 横野 昭

署名委員 澤田 和 秀

署名委員 田 辺 裕 三